

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第311号）

〔 産業廃棄物収集運搬業許可取消処分に係る文書部分公開決定審査請求事案 〕

（答申日：令和元年7月26日）

第一 審査会の結論

実施機関（大阪府知事）の本件審査請求に係る部分公開決定の判断は妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 平成29年7月4日、審査請求人は、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
（行政文書公開請求の内容）
大阪府〇市〇区〇△丁目△番△号 株式会社Aの産業廃棄物処理業の許可取消に係る書類のうち環境省への疑義照会等に関する書類全て
- 2 同月18日、実施機関は、本件請求に対し、本件請求に係る行政文書を取得又は作成していないため管理していないことを理由として、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定（以下「不存在非公開決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 同年9月5日、審査請求人は、不存在非公開決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「前審査請求」という。）を行った。
- 4 平成30年7月6日、実施機関は、前審査請求に係る裁決において、不存在非公開決定を取り消した。同日、実施機関は、本件請求に対応する行政文書（以下「本件行政文書」という。）として以下の文書を特定の上、本件行政文書に株式会社A（以下「本件法人」という。）に関する情報が記録されていることから、条例第17条第1項の規定に基づき意見提出の機会を付与するため、本件法人に対して意見書の提出依頼書を送付した。
（本件行政文書）
 - ・行政処分（許可取消）の取り消しに至った事案について
 - ・法務相談資料
- 5 同月11日、本件法人から実施機関に対し、次のとおり、本件行政文書の一部について公開に反対する旨の、公開請求に係る意見書が提出された。
 - （1）公開に反対する部分
平成△年△月△日の行政処分（産業廃棄物収集運搬業の許可取消）の内容及び処分理由
 - （2）公開に反対する理由
条例第8条第1項第1号該当
 - （3）要望事項
当社にとって、今般の「意見書提出依頼書」の「公開の対象となった行政文書」として別紙記載の行政文書のうち、当社が提出した文書についてはその内容を把握できるた

め（１）及び（２）のとおり意見を申し述べることができますが、行政機関が作成した行政文書など当社が内容を把握できていない文書については、それに含まれる「個人情報」、「個人識別情報」あるいは条例第８条第１項第１号に該当する情報については厳密にチェックをし、公開すべきでない情報が公開されないように取り扱っていただきたく要望いたします。

６ 同月２６日、実施機関は本件請求に対して、条例第１３条第１項の規定により（１）に掲げる部分を除いた部分を公開することとする部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、（２）のとおり公開しない理由を付して、審査請求人に通知した。同日、実施機関は、本件法人に対し、条例第１７条第３項の規定により、本件決定を行った旨通知した。

（１）公開しないことと決定した部分

本件行政文書のうち、平成△年△月△日の行政処分取消しの理由及びそれがわかる部分（以下「本件非公開部分」という。）

（２）公開しない理由

- ・ 条例第８条第１項第１号に該当する。

本件非公開部分に記録されている内容を公にすることにより、当該法人の取引の安全を害するなど当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

- ・ 条例第９条第１号に該当する。

本件非公開部分に記録されている内容を公にすることにより、個人の権利利益を害すると認められる。

７ 同年８月１５日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法第２条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

本件決定には不開示の理由が無いので全部公開すべきである。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

１ 審査請求書における主張

（１）本件決定にかかわる開示請求は審査請求を経て新たに公開された文書である。にもかかわらず、実施機関は何の反省も無く、黒塗りを多用した意味不明の文書を開示している。このような事では、何のために開示された情報なのかわからない。せっかく公文書の開示を義務付けることで、「知る権利」の具体化を図り、府政の健全な運営を確保しようとする条例の趣旨や審査請求の趣旨を蔑にしている。

（２）本件決定の不開示理由は具体的ではない、処分庁は条例第８条第１項第１号に該当するという抽象的な理由だけで非公開としている部分が有る。廃棄物行政は身近な環境に係る行政であり、その運用は私たちの生活と密接に関わってくると言わざるを得ない。実施機関の不開示理由が、情報開示の公共性を除外してまで「法人の正当な利益」を守るとい

ことなのであれば、具体的にどのような内容が上記条例に該当するかを示さずに非公開にするようなことがあってはならない、そのような事が許されれば今後抽象的な理由により、公文書中の「これら」の情報をあらゆる場合において非公開とすることができるようになってしまう。

- (3) 不開示の部分には法令等の条文で、既に公になっているのが明らかな部分もあり、実施機関が不開示にするのは失当である。

2 反論書における主張

- (1) 実施機関が当初不存在と文書を隠蔽していたことを棚に上げて、公開文書の多くの部分を黒塗りにして、実質的に公文書の開示を拒むことは、「大阪府情報公開審査会」の存在を蔑にしている。(参照、大阪府情報公開審査会答申(大公審答申第292号))

ア 審査請求の理由で述べたが、実施機関のような情報公開の方法が許されるようになれば、情報を小出しにしたうえ不服であれば審査請求を求め、国民の知る権利を著しく阻害することが可能になってしまう。

参考のため、他府県の当該事業者に関係する開示状況を検証するため、京都府の開示文書を添付する(資料1(添付省略))。

イ 結論

以上の理由により、本件決定は不開示の理由が不当であるので全部開示すべきである。

- (2) 実施機関の弁明の理由は、抽象的な理由でしかないので、本件非公開部分を公開すべきである。

ア 実施機関はあたかも当該事業者の風評被害を深刻に受け止めている様に主張しているが、これは単に実施機関が不手際かもしれない手順を隠蔽したいだけである。

当該事業者が産業廃棄物中間処理の許可を取り消されその後許可取消しの取消しにより産業廃棄物中間処理業を営めるようになったのは公表された事実である。その過程を明らかにすることにより、かえって当該事業者の正当性が担保され、風評被害を打ち消すと考えるべきである。

イ 本件は他府県において産業廃棄物処分業の許可取消処分を受けた事業者の処分を法に則って処分し、その後当該処分を取り消したという異例の事態である。この不自然な処分を考えたとき、私たち国民は唯一情報公開制度を利用することにより、真実を知ることが出来るものであります。この制度において実施機関が自らに都合の良い「規則」解釈により文書を公開しないようなことがあれば、それは、「国民自身が行政の政策を検証・評価し、歴史のゆがみの原因を発見することによって、過去の誤った政策を正道に戻す政治の民主的復元力を担保する」という情報公開制度の根幹を揺るがすこととなります。

ウ 結論

以上の理由から、実施機関の弁明書(後記第五)は無理な理屈をつけているだけであるから、実施機関が全ての情報を開示しなければ、著しく社会正義に反する。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は概ね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

2 弁明の理由

本件行政文書は、実施機関が過去に行った許可取消処分の取消しに至った案件について、行政組織内での報告、相談を行った際の文書である。これら文書には当初に許可取消しを行った経緯やその後それを誤った処分として処分の取消しをするに至った法的な根拠等が詳しく説明されている。

本件非公開部分には、許可取消処分を行った理由やそれを類推できる該当条項、条文、引用文が記載されており、さらにこれらの情報は後に本件許可取消処分が適法かどうかを改めて検討したところ、当初、許可要件に該当するとしていた根拠事由に誤りがあったことが判明したものである。

このような誤った処分を受けたという事実は、その根拠も含め当該法人にとり不名誉な情報であり、これらを公にすることにより、かえって、不要な憶測を生み、風評被害を招く可能性も考えられ、社会的な評価を低下させ、事業活動に多大な影響を及ぼすことで、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

このため、これらの部分は条例第8条第1項第1号に該当するとしたものである。

以上の考え方は大公審答申第277号において条例該当性等について同様の考え方が示されている。

3 結論

以上のことから、本件非公開部分については、非公開とすることが妥当なものである。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念のもとにあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第14条の3の2に基づき、実施機関が本件法人の産業廃棄物収集運搬業許可の取消処分（以下「本件許可取消し」という。）を行ったものの、後に本件許可取消しが誤っていたことが判明し、これを取り消したことに係る以下の文書である。

（1）「行政処分（許可取消）の取り消しに至った事案について」

実施機関が環境農林水産部内で報告を行った際の文書で、事案の概要、経過、行政処分の指針、本件許可取消しを行うに至った判断、問題点、今後の改善及び報道対応案が記載されている。

（2）「法務相談資料」

ア 「相談申込票」

実施機関が本件許可取消しの合法性を検討するにあたり、総務部法務課を通じて本府の顧問弁護士の法的見解を求めるための申込票であり、本件許可取消しの取消し（以下「本件処分」という。）を求める行政不服審査請求が提起されていることなどの事実、経過及び処分理由の変更等の相談内容が記載されている。

イ 「当該法人による行政不服審査請求について」

「相談申込票」の添付資料として、本件処分に至る事実経過、本件許可取消しに係る実施機関の見解、環境省の見解及び今後の方針案が記載されている。

3 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

審査請求人は、実施機関が本件非公開部分について本件法人の風評被害を深刻に受け止め、非公開としたことについて、過程を明らかにすれば風評被害を打ち消せるのであって、条例第8条第1項第1号に該当しないと主張していることから、その該当性について以下検討する。

（1）条例第8条第1項第1号について

事業者の適正な活動は、社会の維持存続と発展のために尊重、保護されなければならないという見地から、社会通念に照らし、競争上の地位を害すると認められる情報その他事業者の正当な利益を害すると認められる情報は、営業の自由の保障、公正な競争秩序の維持等のため公開しないことができる。

同号は、

ア 法人（国、地方公共団体、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、土地開発公社及び地方道路公社その他の公共団体（以下「国等」という。）を除く。）、その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの

に該当する情報については、公開しないことができる旨定めている。本号の「競争上の地位を害すると認められるもの」とは、生産技術上又は営業上のノウハウや取引上、金

融上、経営上の秘密等公開されることにより、公正な競争の原理を侵害すると認められるものをいい、「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、事業者に対する名誉侵害、社会的評価の低下となる情報及び公開により団体の自治に対する不当な干渉となる情報等必ずしも競争の概念で捉えられないものをいうものである。

(2) 条例第8条第1項第1号該当性について

ア 本件非公開部分には、本件許可取消し及び本件処分に関する内容が記載されており、
(1) アに該当する。

イ 次に(1)イの該当性について検討する。

実施機関によると、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬業許可の取消しを行った場合は、大阪府循環型社会形成推進条例の規定に基づき、当該事業者の氏名又は名称、住所及び取消処分の内容を大阪府ホームページにおいて公表しており、このうち、取消処分の内容については、同条例の運用上、「廃棄物処理法第14条の3の2による産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し」と表記するのみで、取消しの詳細な理由が分かる条項は公表していないとのことである。

本件非公開部分には、実施機関が本件許可取消しを行い、その後本件許可取消しの誤りが発覚してそれを取り消すに至る経緯などが、本件許可取消しについての詳細な理由とともに記録されている。審査請求人は、本件非公開部分を公開することにより、かえって本件法人の正当性が担保され、風評被害を打ち消すと考えるべき旨主張するが、これらの情報は、実施機関の誤った事務執行に起因する、本件法人に関する誤った情報を含んでおり、本件非公開部分を公開すると、本件法人について不要な憶測を生み、風評被害を招く可能性も考えられ、本件法人の社会的な評価を低下させ、事業活動に多大な影響を及ぼすことで、本件法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められることから(1)イに該当する。

なお、審査請求人は、京都府知事(以下「京都府」という。)が本件法人に対して行った産業廃棄物収集運搬業許可の取消しについて、自らが入手した京都府の公開文書を示して、京都府が実施機関よりも詳しく取消処分の内容を公開している旨主張する。しかしながら、廃棄物処理法において産業廃棄物収集運搬業許可は、業を行おうとする者が、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事等の許可を受けることとなっており、京都府が本件法人に行った取消処分と、実施機関が本件法人に行った本件許可取消しは別の処分である。また、京都府においては、「京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例」及び「同条例施行規則」に基づき、取消処分を受けた者の氏名、住所及び法又は条例に違反した事実を公表することとし、取消処分の根拠となる法の適用条文を号数まで公表している。一方、実施機関においては、「大阪府循環型社会形成推進条例」に基づき、取消処分を受けた者の氏名又は名称、住所及び取消処分の内容を公表しているものの、取消処分の内容については、取消処分の根拠となる法の適用条文の号数までは公表していない。したがって、京都府の公表と実施機関の公表を同等に扱うことは不適切であり、京都府の公開決定と実施機関の公開決定の内容が異なることを傍証とする審査請求人の主張は採用できない。

ウ 以上のことから、条例第8条第1項第1号に該当し、非公開とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求は、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

高橋 明男、丸山 敦裕、磯辺 康子、中井 洋恵